

(別記第3号様式)

特定証券情報

【表紙】
【公表書類】 特定証券情報
【公表日】 平成27年7月30日
【発行者の名称】 株式会社エコグリーン
(Eco Green Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】 代表取締役 石井 光暢
【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀1丁目9番6号
【電話番号】 03-3537-3240
【事務連絡者氏名】 取締役社長室長 興津 明美
【担当 J-Adviser の名称】 フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser 代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
【電話番号】 03-3666-2101
【有価証券の種類】 普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】 1,563,542,100 円
【取引所金融市場等に関する事項】 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません
【公表されるホームページのアドレス】 株式会社エコグリーン
<http://www.eco-g.com/>
株式会社東京証券取引所
<http://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）にしたがって、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載される TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,737,269	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成27年7月30日開催の取締役会決議によっております。なお、本特定証券情報における普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、①株式会社EGインベストメント（以下「EGインベストメント」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、本公開買付けに係る決済が完了していること、②当社の臨時株主総会における特別決議により本第三者割当増資の実行が承認されること、③当社株式の上場廃止手続が行われ、上場廃止の効力が生じる見込みがあること、④石井光暢氏を除く当社の株主の一部が本公開買付けに応募しなかった場合には、全部取得条項付株式の取得その他の方法により、当社の株主をEGインベストメント及び石井光暢氏のみとする手続が完了していること及び⑤当社において取得予定の工場用地にて事業活動を行うために必要な許認可取得に重大な支障となり得る事由が存在していないこと（詳細については、「6（2）新規発行等の理由及び手取金の使途」をご参照下さい。）等を条件としています。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

形態	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	1,737,269	1,563,542,100	781,771,050
計（総発行株式）	1,737,269	1,563,542,100	781,771,050

(注) 後記割当予定先に対する第三者割当の方法により特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。

(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格 （円）	資本組入 額（円）	申込株数 単位	申込期間	申込証 拠金 （円）	払込期日
900	450	100	自 平成27年9月18日（金） 至 平成27年12月31日（木）	-	自 平成27年9月18日（金） 至 平成27年12月31日（木）

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、独立した第三者算定機関から取得した株価算定書を基に、また、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日である平成25年10月31日のTOKYO PRO Marketにおける当社株式の終値（900円）

を考慮し、1株当たり900円と決定いたしました。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は450円（増加する資本準備金の額の総額781,771,050円）と決定いたしました。
4. 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先の間で総数引受契約を締結し、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものといたします。
5. 本第三者割当増資に関しては、平成27年9月18日から同年12月31日までを会社法上の払込期間として決定しておりますが、本第三者割当増資に係る当社とEGインベストメントとの間の平成27年7月30日付株式引受契約においては、平成27年9月18日又は当事者間で別途合意する日を払込期日として合意しております。
6. 本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱います。

なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エコグリーン 社長室	東京都中央区八丁堀一丁目9番6号 吉半八重洲通りビル8階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目15番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,563,542,100	19,500,000	1,544,042,100

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、ファイナンシャルアドバイザー費用700万円、登記費用550万円、その他諸費用700万円であります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

当社は、本第三者割当増資における調達資金のうち約9.5億円を土地の取得に、残額の約6.5億円を工場建設資金に充当する予定です。当社は、平成27年3月25日付で、木質バイオマスの生産・加工のための新工場建設に係る関東の工場用地につき売買契約を締結しましたが、事業活動を行うために必要な許認可の取得に重大な支障となり得る事由が存在していないことが当該売買契約及び本第三者割当増資の実行前提条件となっております。当該許認可が予定どおり得られた場合、平成27年度中に、本第三者割当増資に係る手取概算額の一部を当該土地の購入費用に充当し、その残額を、平成28年度中に、上記新工場建設に係る建設費用に充当する予定ですが、当該許認可の取得に重大な支障となり得る事由が存在している場合、本第三者割当増資は実行されません。調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。また、工場建設に関する不足額が生じた場合には借入れ等の手段で調達する予定です。

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け有価証券】

該当事項はありません。

(1) 【売付け株式】

該当事項はありません。

(2) 【売付け新株予約権証券】

該当事項はありません。

(3) 【売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券】

該当事項はありません。

2 【売付けの条件】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社EGインベストメント
所在地	東京都港区六本木六丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階
代表者の役職・氏名	代表取締役 中川隆久
事業内容	1. 不動産の取得、保有及び処分 2. 有価証券の取得及び保有 3. 匿名組合等への出資及び匿名組合財産の運営管理 4. 発電プラント（風力発電、太陽光発電、燃料電池、バイオマス発電その他自然エネルギー発電）に関する事前調査、計画、設計、関連資材調達及び販売、土木工事、建設、運転、保守点検事業並びに売電事業
資本金	500,000,000円
設立年月日	平成27年6月25日
大株主及び持株比率	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 100%

(注) EGインベストメントは、本第三者割当増資の払込み予定日（平成27年9月18日）までに、本件第三者割当

増資の払込資金に充当することを目的として、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（以下「JRE」といいます。）に対して890,000,000円の第三者割当増資を行う予定であり、これによりEGインベストメントの資本金の額は945,000,000円に増加する予定とのことです。

(2) 発行者と割当予定先との間の関係

当社と割当予定先の間には、記載すべき資本関係その他の関係はありません。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、平成9年5月に東京都江戸川区に木材専門の運搬業者として設立されました。その後、廃木材を収集運搬し、再資源化した木材チップ（以下、「木質バイオマス」といいます。）の販路を独自開拓して、運搬部門にあわせた販売を開始いたしました。平成16年11月には茨城県真壁郡（現桜川市）に木材チップを保管する真壁ストックヤードをオープンし、需給バランスの変動に左右されにくい供給体制を整えました。また、平成18年5月には自社の木質バイオマス事業施設を千葉県八日市場市（現匝瑳市）にオープンしたほか、平成22年11月には木質バイオマス燃料のさらなる普及を目的とした子会社、株式会社バイオイノベーションを設立いたしました。当社の事業領域は、木材に特化した調達・製造加工・貯蔵・販売といった活動で構成されており、平成26年度には年間約14.3万トンの木質バイオマスを流通させております。このように、後発でありながら、機動的な販売網と強固な営業力を活用し、成長を継続させております。このような当社における今後のさらなる生産能力の拡大、事業規模の拡大のためには成長資金が必要であります。そのため、当社は、平成25年10月に、将来の資金調達及び社会的信用力の向上を目的として東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場いたしました。しかし、当市場の性質から、広く公募での増資を行うことは難しく、私募での資金調達の方法も合わせて模索して参りました。

一方、EGインベストメントの100%親会社であるJREは、再生可能エネルギーによる発電事業を目的として、平成24年8月に設立され、発電プラントの調査、計画、設計、建設、保有並びに売電事業等、発電事業の立ち上げから保有運営まで、一貫して取り組んでおります。平成25年5月に茨城県水戸市及び城里町にまたがる敷地に、約13,000世帯分の消費電力をまかなうことができる関東エリアで有数の出力規模である約40メガワットの太陽光発電所を起工して以来、現在は日本国内に12ヵ所の太陽光発電所及び1ヵ所の風力発電所を所有・運転しております。JREでは、「再生可能エネルギーの供給拡大を通じてエネルギーの多様化に貢献すること」を使命として、再生可能エネルギーによる発電容量1,000メガワットを目標に掲げ、事業展開を加速させています。JREには、再生可能エネルギーを含む発電事業に豊富な経験を持つメンバーが多数在籍し、発電事業の立ち上げから保有運営までの全てをJREが自ら事業主として取り組むことで長期的に再生可能エネルギー発電所を運営する体制を敷いております。JREは、これまで太陽光と風力発電プロジェクトを中心に事業展開してまいりましたが、バイオマス発電の取り組みについても検討しております。バイオマス発電に取り組むには、まずは燃料となるバイオマス資源を長期的・安定的に調達する仕組みの確保が必要であるとの認識から、その方法について種々検討してまいりました。

JREは、当社がこれまで継続的に木質バイオマスの取扱量を拡大しており、当社が持つ営業力から今後も取扱量を拡大させることができるものと認識しており、また、当社においても、今後のさらなる処理能力の拡大、事業規模の拡大のためには成長資金が必要であり、JREの資金力を活用することは、当社の事業拡大には必要なこととなります。

このような状況下において、JREは平成26年10月から、JREと、当社の代表取締役かつ筆頭株主である石井光暢氏との間で、今後のバイオマス発電業界及び当該業界における両社の在り方について意見交換を行ってまいりました。その中で、JREが再生可能エネルギープロジェクトの運営をさらに拡大させる観点及び当社グループが中長期的な成長を達成させる観点から、JREが当社をバイオマス発電事業に進出する上でのビジネスモデルにおける重要な位置づけとなる会社とした上で、両社が有するサービス及びノウハウを結集することが、両社のさらなる成長に寄与するとの考えに至り、平成27年2月26日に、JREは当社に対して、当社株式を取得することに関心があり、今後、両社間で協議したい旨の意向を表明しました。当社としては、資金力及び発電所施設の運営力に強みを持つJREは、大量の建築廃材の回収とチップ化に強みを持つ当社との間で相互補完的な関係を構築可能な相手先であること、また、これまで多くのプロジェクト開発とそこでのマネジメント力を発揮してきたJREの豊富なノウハウは、今後当社がさらなる設備投資を進め企業規模の拡大を検討するにあたり、事業戦略や企業統治といった経営課題の解決に資するものであることから、JREとの取り組みにより当社の一層の成長が期待できるとの考えのもと、JREとの協議を開始しました。以来JREと当社は、両社の企業価値向上に向けた関係構築の可能性について、複数回にわたって協議・検討を行い、その結果、現時点においてJREは、本公開買付け及び本第三者割当増資を通じてJREと当社が資本関係を構築することにより、JREにて今後計画している建築廃材を用いたバイオマス発電所向けの燃料の調達を長期間安定的に確保する

ことができ、中長期的な成長材料・重要な新規事業としてバイオマス発電に取り組んでいけるとの認識に至りました。また当社においては、当社が保有する経営資源やノウハウを活用できること、本公開買付け成立後に予定されている本第三者割当増資の資金により木材バイオマス生産・加工のための工場を新設し事業拡大を進められること、またJREという安定的な販売先を確保することが建築廃材市場及びバイオマス発電業界における当社規模の拡大、企業価値の向上、プレゼンスの強化につながるとの考えに至りました。また、太陽光発電、風力発電に加えてバイオマス発電についても積極的に取り組むというJREの成長目標も、バイオマス燃料の生産者である当社の事業拡大に資するものと認識しております。

さらに、JREは、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで緊密に連携し一体となって事業展開することが重要であり、そのためには単なる提携ではなく当社がJREグループの一員となって事業経営を行うことが望ましいと判断しました。また、当社も、両社の経営資源及びノウハウを最大限に有効活用するには、当社がJREグループの一員として強固な関係の中で事業連携を行うことが望ましいと判断しました。今後は、バイオマス発電に関し、中長期的視点に立ち、燃料供給から発電に至るまでグループ内で完結させ、安定的かつ機動的に事業を展開してまいります。

以上のとおり、JREは、資金力及び発電所施設の運営力に実績を持ち、バイオマス発電事業への参入を計画していることから、当社の事業戦略上、資金調達による事業拡大とバイオマスチップ販売先の獲得を同時に適える、理想的なパートナーであると考えられます。また、JREは、当社の営業力及び実績を評価しており、バイオマス発電事業参入に当たり、当社を重要なパートナーと位置付けております。このような理由から、JREと強固なパートナー関係を構築することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、JREの100%子会社であるEGインベストメントを割当予定先を選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

1,737,269株

(5) 株券又は新株予約権証券の保有方針

割当予定先であるEGインベストメントは、取得する当社普通株式を長期保有する方針であることを口頭で確認しております。

(6) 払込に要する資金等の状況

当社は、EGインベストメントより、本第三者割当増資の払込み予定日（平成27年9月18日）までに、本第三者割当増資の払込資金に充当することを目的として、JREに対して890,000,000円の第三者割当増資を行う予定である旨の説明を受けております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、当社が割当予定先との間で締結する新株引受契約において、割当予定先、その主たる親会社、株主及びその子会社並びにそれらの役員が反社会的勢力とは関係が無い旨の表明保証を受ける予定であります。

上記に加え、当社は社内規程に基づいた調査を行い、割当予定先、その主たる親会社、株主及びその子会社並びにそれらの役員が反社会的勢力との関係を有している事実が確認できなかったことを確認し、東京証券取引所に對し、確認書を提出しております。

2 【株券又は新株予約権証券の継続所有】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額の決定に際しては、本第三者割当増資の発行価額の公正性を担保すべく、独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、平成27年7月29日付で株式価値算定書を取得しました。ブルータス・コンサルティングによる当社の株式価値の算定結果は、777円～855円であり、本第三者割当増資の発行価額900円は、算定結果の上限を5%上回る価額となっております。また、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日である平成25年10

月31日のTOKYO PRO Marketにおける当社株式の終値は900円であり、当該終値からディスカウントはないことから、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないと判断しております。

なお、本第三者割当増資を決議した取締役会に出席した当社監査役3名（いずれも社外監査役）全員からも、上記と同様の理由により、上記発行価額が割当予定先に特に有利な発行価額に該当せず、適法である旨の意見をしております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

割当予定先であるEGインベストメントが、本第三者割当増資の普通株式を全て所有した場合、EGインベストメントは議決権数(19,006個)が本第三者割当増資完了後の総議決権数(26,972個)の70.47%(小数点第三位を四捨五入。なお、当該割合は、EGインベストメントが、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て(石井光暢氏が所有する当社株式を除く。)を取得することを前提として計算しております。)となり、当社の支配株主となるため、本第三者割当増資による株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
石井光暢	東京都千代田区	796,600	82.98%	796,600	29.53%
株式会社EGインベストメント	東京都港区六本木	163,400	17.02%	1,900,669	70.47%
計	—	960,000	100.00%	2,697,269	100.00%

(注) 1. 小数点第三位を四捨五入しております。

2. 本第三者割当増資は、本公開買付けの成立を含む一連の取引により、当社の株主がEGインベストメント及び石井光暢氏のみとなることを前提条件として実施されるものです。EGインベストメントは、石井光暢氏を除く当社の全ての株主(20名)それぞれとの間で、平成27年7月30日付で公開買付け応募契約を締結し、各株主が所有する当社株式を本公開買付けに応募する旨の合意を得ているのとことですので、EGインベストメントが、本公開買付けにより当社の発行済普通株式の全て(石井光暢氏が所有する当社株式を除く。)を取得することを前提として計算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役の判断の内容

前記「第3-1(3)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、JREと強固なパートナー関係を構築し、今後の当社のさらなる成長及び企業価値の向上のため、当社がJREグループの一員としての事業体制を構築するための一連のスキームの一部として、大規模な第三者割当を行うこととしました。

本第三者割当増資により株式の希薄化が生じることとなりますが、本第三者割当増資を通じた資金調達により既存事業におけるシナジー及び事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値及び株主価値の向上につながるようになることと認識しております。一方で、当社の将来の事業拡大に関しては、当社の急速成長が可能である反面、燃料調達から発電に至るバイオマス事業全体を新たにJREと共同して行うことは、当社にとって新規事業の立ち上げに等しく、また、JREの資金力を活用したとしても相当の投資が必要と考えられることから、現時点で想定できない未知のリスクも考えられます。そのため、株主の皆様をそのリスクに晒すことは好ましくないとの観点から、非公開化することが妥当であるとの結論に至りました。本公開買付けにおいては、本第三者割当増資を含むJREとの事業提携によって生じる企業価値向上分をプレミアムとして公開買付け価格に加算しておりますので、株主の皆様には、当社の企業価値向上を見越した利益を享受していただけます。したがって、本公開買付け及び本第三者割当増資を含む一連の取引は、株主の皆様の株主価値向上につながるものと認識しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資の実施については、当社の取締役会において慎重に議論され、石井光暢氏を除く3名の取締役全員の一致で可決されております。なお、当社代表取締役である石井光暢氏は、平成27年7月30日付で割当予定先であるEGインベストメントとの間で株主間契約を締結し、本第三者割当増資実施後の当社の経営について合意しており、特別の利害関係を有するとみなされるおそれがあることを踏まえ、上記取締役会における議題の審議及び決議には一切参加しておりません。また、当社監査役3名（いずれも社外監査役）全員は、本第三者割当増資の発行条件は資金使途に照らして相当であって特に有利な条件での発行に該当していないことその他法令上必要な手続が行われていること等を踏まえて、本第三者割当増資の実施は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。さらに、当社は、東京証券取引市場の企業行動規範に関する規則に基づき、本第三者割当増資に係る株主の意思確認の手続として、臨時株主総会を開催し、第三者割当増資に関する議案を付議する予定です。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照情報】

会社の概況及び事業の概況等証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニに掲げる事項については、以下に掲げる情報を参照すること。

1【発行者情報】

http://www.eco-g.com/_data/eg-news20150626a.pdf（公表日：平成27年6月26日）

2【参照情報の補完情報】

参照情報としての発行者情報に記載された「事業等のリスク」について、発行者情報の公表日以後本特定証券情報公表日（平成27年7月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該発行者情報には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本特定証券情報公表日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第三部【特別情報】

第1【有価証券の様式】

該当事項はありません。

第2【外部専門家の同意】

該当事項はありません。